

宮城県作業療法士会

学会参加・発表支援援助金制度 援助金の対象科目と会計処理

I. 援助金対象経費

【諸会費】

学会参加費，演題登録費など（懇親会会費は含めない）

【交通費】

東北作業療法学術大会（以下，東北学会）への参加に伴う交通費（最も経済的な通常の最短経路および方法による実費を原則とする）

・自家用車使用時の交通費は，1km当たり20円として往復距離により算定する．なお，走行距離に1km未満の端数が生じた場合は切り上げとする．

・高速道路料金（ETC利用含む）及び駐車場代などは領収証を添付すること．

：公共交通機関使用の場合は実費とし，領収証を添付すること．

【宿泊費】

東北学会への参加に伴い宿泊を要する場合の宿泊費は領収証を添付すること．

※援助対象経費は，諸会費，交通費，宿泊費とする．ただし，援助金額はこれらの合計額の範囲内とし，1件当たり25,000円を上限とする．

II. 会計書類の処理方法

1. 領収証は，会計科目ごとに区分し，各科目内で支出日順に整理の上，右端に整理番号を付す．
2. 領収証は，A4用紙に貼付し，番号順に並べる．
3. 旅費・交通費に関する資料は，目的，経路，交通機関の種類，金額等が分かるよう整理する．
4. 領収証等の書類は，東北学会参加後の報告書に添付する．
5. 領収証の宛先は，申請者名とする．